

# 就学援助の基準・申請・支給等について

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

生活保護基準の1.4倍の要求に対して、1.5倍3市町(5%)、1.4倍2市町村(4%)のみである。、他は1.3倍17市町(31%)、1.2倍17市町(31%)、1.0倍台は4市町(5%)、基準の回答がないのは11自治体(18%)となっている。

申請窓口は、市町村窓口と学校の両方を利用できるのが33市町村(61%)あるが、市町村窓口のみが14市町村、学校のみが7市となっている。学校でもできるようにすることが重要である。また民生委員の証明等が必要な自治体は、稲沢市で「生活福祉資金貸付または世帯構更生貸付を受けた者」に対してのみとしている以外は、不要となった。

※就学援助認定基準の「その他」欄の○中数字は、次の基準。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

市町村名	就学援助認定対象基準			認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可		
合計	—	—	—	—	14	7	33	1	
1 名古屋市	1.0	2015年4月の基準を用いた	2,465,000	3,139,000		○		—	
2 豊橋市	1.3	②③④⑤⑥⑦ 改定前基準額	2,254,000	3,334,000	○			—	
3 岡崎市	1.26	2015年度1.24倍 → 2018年度1.26倍	2,180,000	3,030,000		○		—	
4 一宮市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、改定前の基準を使用	1,730,000	2,650,000			○	—	
5 瀬戸市	1.25	引き下げ前の生活保護基準を適用	1,850,000	3,000,000	※新規○	※継続○	○	—	
6 半田市	1.3		約200万	約300万			○	—	
7 春日井市	1.2		約190万	約290万			○	—	
8 豊川市	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ	2,011,832	2,762,859			○	—	
9 津島市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑩ 2013年8月以前の基準利用	1,850,000	2,580,000	○			—	
10 碧南市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩かつ、生保家庭に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める場合。学校納付金の納付状態の悪い者。基準引き上げ(1.0→1.2)	1,800,000	2,200,000			○	—	
11 刈谷市		⑦の認定基準。収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000			○	—	
12 豊田市	1.3	1.3倍以上であっても民生委員の現状確認に基づいて判定している	未回答	未回答			○	—	
13 安城市	およそ1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者。	2,300,000	2,808,000			○	—	
14 西尾市	1.1	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者。	1,570,000	2,350,000			○	—	
15 蒲郡市	1.3	特別支援教育就学奨励費の支弁区分の算定に用いる基準額表を使用。基準を超えた場合でも、特別な事情があれば認定。	未回答				○	—	
16 犬山市	1.3	特別支援教育就学奨励費の早見表を用いて審査、生保引き下げ以前と変わっていない。	1,841,455	2,822,000			○	—	

市町村名	就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
	生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
17 常滑市	1.3		1,601,921	2,339,785			○	—
18 江南市	1.2	2013年度当初の基準	約220万	約300万			○	—
19 小牧市	1.3		未回答				○	—
20 稲沢市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	未回答		○	継続のみ		⑧のみ必要
21 新城市	1.3		約1,855,000	約2,843,000			○	—
22 東海市	1.3	③④⑤⑥⑦⑧⑨、昨年度引き上げを維持	1,990,233	3,016,619			○	—
23 大府市	1.5	生保引き下げによる影響を調査	2,488,000	3,665,000	○			—
24 知多市	1.3	保有する資産等は含めない。世帯内の前年所得で審査。②③④⑤⑥⑦⑧⑨。	1,756,897	2,497,481			○	—
25 知立市		児童扶養手当の所得制限の1.1倍を目安としている	253万	336.6万			○	—
26 尾張旭市	1.25	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、引き下げ前の基準	2,100,000	2,800,000			○	—
27 高浜市	1.0	母子・父子家庭は1.5倍。	2,130,000	2,180,000			○	—
28 岩倉市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、引き下げ前の基準	1,867,000	2,831,000	○			—
29 豊明市	1.4		2,340,000	3,168,000	○			—
30 日進市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨、2012年12月末の基準	約207万(控除なし)	約332万(控除なし)			○	—
31 田原市	1.25	基準引き下げ前の基準を用いて認定	1,771,000	2,710,000		○		—
32 愛西市	1.2	基準引き下げ前の基準を用いて認定	1,584,000	2,489,000	○			—
33 清須市	1.3	②③④⑤⑥⑦⑧	所得基準は設けていない				○	—
34 北名古屋	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩、派遣切りなど急激に収入が減少した方(生保基準の1.3倍)、生保基準見直し前を維持	社会保険料等が不明のため産出不可	社会保険料等が不明のため産出不可		○		—
35 弥富市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1,648,000	2,701,000			○	—
36 みよし市	1.3	引き下げ前の生活保護基準を適用	約210万	約325万		○		—
37 あま市		①②③④⑤⑥⑦⑧⑩	未回答	未回答	○			—
38 長久手市	1.4		約246万	約328万	○			—
39 東郷町	1.3		1,836,000	2,988,000	○			—
40 豊山町	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑩「生活扶助(1類+2類+教育扶助)×1・2+住宅扶助(1・3倍認定額)+母子加算	1,800,000	2,500,000	○			—
41 大口町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	1,620,000	2,600,000			○	—
42 扶桑町	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	170万	257万			○	—
43 大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者	算出していません				○	—

市町村名		就学援助認定対象基準		認定基準額または所得基準額		申請書の受付			民生委員証明
		生活保護の基準	その他・生活保護基準引き下げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども小学生の場合(年額)	4人家族 ※父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	
44	蟹江町	1.2	認定は、新基準で行っているが、超過した場合は旧基準で再計算し認定(旧基準の限度内なら認定)	約264万(賃貸) 約197万(持家) ※家賃額により減額の場合あり。	約329万(賃貸) 約262万(持家) ※家賃額により減額の場合あり。	○			—
45	飛島村							○	—
46	阿久比町	1.3		2,608,970	3,099,642			○	—
47	東浦町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 児童扶養手当の所得制限各基準	1,938,170	2,372,682			○	—
48	南知多町	1.3	計算したところ、2013年度で認定された不認定世帯なし。	1,938,170	2,372,682			○	—
49	美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 生保は収入額認定によるが、就学援助は所得額で判定、引き上げ前の基準に変更。	持ち家 1,651,025 借家 2,377,985	持ち家 2,631,667 借家 3,358,627			○	—
50	武豊町	1.3		1,948,557	2,380,326			○	—
51	幸田町	概ね1.5	生保基準を参考に制度運用を行い、結果として認定に影響なし	約213万	約276万			○	—
52	設楽町			1,938,000	2,822,000			○	—
53	東栄町					○			—
54	豊根村					○			—